

東京都地域医療構想

平成28年7月



第4章

東京の将来の医療 ～グランドデザイン～

第4章

- 1 将来（平成37年（2025年））の医療の姿
- 2 4つの基本目標
- 3 あるべき医療提供体制の実現に向けた取組

第4章 東京の将来の医療～グランドデザイン～

1 将来（平成37年（2025年））の医療の姿

- 高齢化の進展、特に後期高齢者人口の増加により増大する医療需要に適切に応え、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、将来（2025年）の東京の医療の姿を掲げるものです。

2 4つの基本目標

第
4
章

- 東京の「2025年の医療～グランドデザイン～」の実現に向けて、4つの基本目標を設定します。

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

4
つ
の
基
本
目
標

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

～大学病院等が集積する東京の「強み」を生かした、医療水準のさらなる向上～

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

～高度急性期から在宅療養に至るまで、東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進～

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

～誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立～

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

～医療水準の高度化に資する人材や高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現～

3 るべき医療提供体制の実現に向けた取組

- 地域医療構想を推進するためには、都民、東京都、区市町村、医療機関、医療関係団体、保険者等が協力して効率的で質の高い医療提供体制を確保していく必要があります。
- 「2025年の医療～グランドデザイン～」の実現を目指し、4つの基本目標の達成に向けた課題と取組の方向性を記載します。

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

- ① 医療提供体制の充実 (P.184)
- ② 情報提供の推進 (P.185)
- ③ 医療機関間の連携強化 (P.185)
- ④ キャリアアップ支援 (P.185)

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

- ① 救急医療の充実 (P.187)
- ② 医療連携の強化 (P.187)
- ③ 在宅移行支援の充実 (P.188)
- ④ 災害時医療体制の強化 (P.189)

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

- ① 予防・健康づくり (P.190)
- ② かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及 (P.191)
- ③ 在宅療養生活の支援 (P.191)
- ④ 看取りまでの支援 (P.193)

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

- ① 高度医療・先進的な医療を担う人材の確保・育成 (P.194)
- ② 地域医療を担う人材の確保・育成 (P.195)
- ③ 在宅療養を支える人材の確保・育成 (P.195)
- ④ ライフステージに応じた勤務環境の実現 (P.196)

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展 ～大学病院等が集積する東京の「強み」を生かした、医療水準のさらなる向上～

<現状>

特定機能病院等の集積

- ▶ 東京には、高度医療・先進的な医療を提供する大学病院本院、特定機能病院等が集積
- ▶ がん医療や難病に関する医療等、高度医療・先進的な医療を求めて、都内全域や他県からも患者が流入

<2025年に向けた取組の方向性>

<課題①> 医療提供体制の充実

都内に集積する特定機能病院等の機能の充実を図ることにより、医療提供体制を更に充実させることが必要

- ▶ 大学病院等の高度医療・先進的な医療を担う医療機関は、全国から集まる症例を基に、高度医療の提供、開発及び評価並びに研修等を実施
- ▶ それぞれの専門性を生かしながら、相互に連携することで、東京の医療ニーズ等を踏まえた医療提供体制を充実

<課題②>

情報提供の推進

適切な受療行動を促すため、高度医療提供施設の役割や機能等について、都民等に分かりやすく情報提供していくことが必要

- ▶かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師等による患者への十分な情報提供
- ▶がんポータルサイトや医療機関案内サービス「ひまわり」等により、特定機能病院等の医療機能等についての情報を都民に提供

<課題③>

医療機関間の連携強化

患者が、大学病院等での治療の後、住み慣れた地域で治療を継続できるよう、医療連携を強化することが必要

- ▶大学病院等と地域の医療機関や就労先付近の医療機関と、連携体制の強化や患者の診療情報の共有化を促進

<課題④>

キャリアアップ支援

13大学や、大学病院等の高度医療を担う医療機関が集積する強みを生かし、医療従事者の資質向上を図っていくことが必要

- ▶都内の大学や大学病院等が専門性を生かし、卒後教育を行うことにより、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を促進

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

～高度急性期から在宅療養に至るまで、
東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進～

＜現状＞

医療提供体制

- ▶ 東京には、多くの中小病院が所在
- ▶ 医療機能別にみると、高度急性期機能を担う病床は区中央部に集積し、慢性期機能を担う病床は西多摩・南多摩に多く集積
- ▶ 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築が進められてきた。

患者の受療動向や医療需要の状況

- ▶ 高度急性期機能から回復期機能では、急性心筋梗塞・脳卒中・成人肺炎・大腿骨骨折については、救急搬送が多く、自圏域及び近接圏域で受療する傾向があるが、がんでは、発達した交通網等により、都民の広範な受療動向が見られる。
- ▶ 慢性期機能では、療養病床の多い多摩地域への流入が多い。
- ▶ 島しょ地域や山間地域では、住まいから離れた地域の医療機関への入院も多い。

(高齢者)

- ▶ 高齢者人口の増加に伴い、肺炎等による高齢者の救急搬送件数が増加
- ▶ 今後、後期高齢者の絶対数の更なる増加が見込まれ、一層の医療需要の増加やニーズの多様化が予測されている。
- ▶ 全搬送人員に占める高齢者の割合は、平成20年の41.6%から平成26年の49.0%に上昇
- ▶ 認知症高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上）が増加し、2025年には約60万人になると推計されている。

(小児・周産期)

- ▶ 晩産化の進行等に伴う高年齢の出産や、リスクの高い低出生体重児の出生数は増加傾向にある。それに伴い、NICU等からの在宅移行後の継続的な医療提供や家族への支援のニーズが高まっている。

<2025年に向けた取組の方向性>

<課題①>

救急医療の充実

身近な地域で誰もが適切に救急医療を受けられるよう、限られた資源を有効に活用した取組の推進が必要

- ▶ 高齢化を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、救急患者をいつでも、どこでも、誰でも、症状に応じた適切な医療に確実かつ迅速につなげる取組を推進
- ▶ 在宅療養患者の急変時には、病院や診療所等の連携の下、身近な医療機関で受け入れる救急医療体制を確保

<課題②>

医療連携の強化

医療資源を最大限活用し、病床の機能ごとに必要な医療を確保するとともに、地域の実情に応じた医療機能の分化・連携を進めることが必要

- ▶ 東京において歴史的・文化的に培われてきた医療資源を最大限に活用した医療連携を推進
- ▶ これまで培われてきた連携体制を基盤としつつ、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じた事業推進区域を柔軟に運用することにより、連携に不可欠な医療情報の共有化を推進
- ▶ 将来にわたって、誰もが良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療機能の分化及び連携を推進することで、効率的に医療を提供
- ▶ 人口構成の変化等により地域で不足することが見込まれる医療の確保等については、地域医療構想調整会議において、地域の医療関係者等が十分に意見交換を行いながら、対応を検討

患者の状態に応じた適切な医療を提供するため、医療機関間の連携を強化することが必要

- ▶ 患者の状態に応じた医療機関への円滑な転院を支援する仕組みを検討
- ▶ 地域医療を担う医療機関において、ICTの活用などにより、効果的に患者情報を共有
- ▶ 島しょ地域や山間地域における医療の充実を図るため、医師や看護師の確保・育成を支援するとともに、医療連携を推進

認知症の人が、急性期等の対応が必要になった場合でも、安心して入院できる医療体制を充実することが必要

- ▶ 認知症の人が急性期医療等を受けるために入院する場合に、適切な医療やケアを提供できるよう、医療従事者の認知症への対応力向上を図るなど医療体制を充実

<課題③> 在宅移行支援の充実

入院患者を円滑に在宅療養生活に移行させるため、入院早期からの適切な支援を行うことが必要

- ▶ 入院早期から、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した退院支援の取組を推進
- ▶ 在宅復帰に向けて、患者の状態に応じた適切なリハビリテーションを受けられる体制を充実
- ▶ 小児等が円滑に在宅療養生活に移行できるよう、保健、医療、福祉だけでなく教育も含めた多岐にわたる関係者の連携の強化や、在宅移行支援病床の活用等、患者・家族への継続的な支援を充実

<課題④>

災害時医療体制の強化

都内での大規模災害等発生時において、円滑に医療機能を確保できるよう、災害医療体制の一層の充実が必要

- ▶ 主に重症者を受け入れる災害拠点病院等※が機能を十分に發揮できるよう、役割分担を着実に確立し、地域の特性に応じた体制を確保
- ▶ 災害時に特に支援が必要な妊産婦、医療的ケア児、人工透析を行っている患者、人工呼吸器使用者等を含む難病患者及び心疾患有する患者などを適切な医療につなげるため、区市町村や地域の医療機関との連携を推進

※災害拠点病院等

災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院(救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院(災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

III 地域包括ケアシステムにおける、治し、支える医療の充実

～ 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、
地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立 ～

地域包括ケアシステムとは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）では、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と規定されていますが、本構想においては、高齢者に加え、障害者や子供、子育て世帯をはじめ何らかの支援を現に必要とし、又は必要となる可能性のある全ての人々を支援対象とする、広義の地域包括ケアシステムを指すものとします。

＜現状＞

健康づくり

- ▶ がん、脳卒中、心疾患、糖尿病などの生活習慣病や「心の病」などを減らすためには、「症状が出てからその原因を取り除く」というアプローチよりも偏った食生活、運動不足、喫煙、過労など、日々の生活習慣を変えることが大きな要素となる。
- ▶ 都民の健康寿命は延伸しているが、生活習慣の改善は十分ではない。

在宅療養

- ▶ 高齢者が急速に増加し、在宅療養を希望する患者や、認知症をはじめ複数の疾患を抱えながら地域で生活する患者の増加が予想される。
- ▶ 長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたいが、実現は難しいと感じている都民が多い。
- ▶ NICU等から在宅移行する場合など、小児等の在宅療養については、患者・家族を支援する仕組みが十分ではない。

＜2025年に向けた取組の方向性＞

＜課題①＞ 予防・健康づくり

都民一人ひとりができるだけ生涯にわたり健やかな人生を送ることができるよう、健康づくりや疾病予防に関する普及啓発を行うことが必要

- ▶ 若い世代を含めた多くの人が、日頃から、病気や医療制度、医療機関の受診の仕方等に関する理解を深め、医療が必要な状態になった時にも、適切に対応できるよう、普及啓発を推進
- ▶ 自分や家族のこころの健康づくりや生活習慣病予防などの疾病予防、ライフステージを通じた健康づくりを推進
- ▶ がんや糖尿病などの疾病や予備群の早期発見を推進するため、がん検診や健康診査等の受診率を向上

<課題②>

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及

都民の日常的な健康管理等に資するよう、かかりつけ医等の役割を強化することが必要

- ▶ プライマリ・ケアの考え方を基本とし、日常的な診療、処方、服薬管理及び健康管理等を行い、必要な場合には専門的な医療につなぐ役割を担う、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師を持つことの重要性について都民への啓発を推進
- ▶ 患者が身近な地域で継続して受療できるよう、医療人材の資質を向上

<課題③>

在宅療養生活の支援

患者と家族が安心して住み慣れた地域で療養生活を継続することができるよう、病院や地域が連携・協力して支援することが必要。

- ▶ 機能低下を招かないよう、在宅療養生活に移行後も切れ目なく患者の状態に応じたリハビリテーションを提供
- ▶ 地域包括ケア病床の活用など、地域の診療所や中小病院等の身近な医療機関の幅広いバックアップにより、在宅療養患者等の病状変化時に、患者の状態に応じて、適切な医療機関に入院できる体制を確保
- ▶ 小児等の在宅療養を支える家族の負担を軽減するため、レスパイト病床※の確保など、周産期母子医療センター等における支援体制を整備
※ NICU等長期入院児の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時的支援を目的とした病床
- ▶ 患者や家族への相談支援体制を充実

患者の療養生活を支援するため、行政や医療・介護等の多職種が一層連携を強化することが必要

- ▶ 区市町村が中心となって、地域の関係者と現状把握や課題抽出を行うとともに、在宅療養支援窓口において入院患者の在宅療養への円滑な移行や、安定した療養生活の継続等を支援するなど、医療・介護等の連携体制を充実・強化
- ▶ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護支援専門員等、地域の関係者が、在宅療養患者を支えるために必要な情報を共有する仕組みを構築
- ▶ 小児等については、保健、医療、福祉、教育といった関係者が連携し、様々な相談を受けるなど、在宅療養生活を支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、医療・介護サービス基盤を充実することが必要

- ▶ 医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で、安心して在宅療養生活を送ることができ、また、ニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、医療・介護サービス基盤の整備を推進
- ▶ 特に、高齢者が安心して居住できる住まいや、療養病床や地域包括ケア病床などの適切な治療が受けられる資源を確保
- ▶ 在宅医や訪問看護ステーションの連携等による24時間の診療体制を構築

精神疾患患者が地域で安定した生活を送ることのできる体制の整備が必要

- ▶ 入院中の精神疾患患者が早期に地域生活へ移行できるよう支援を行い、移行後も地域で安定した生活を送ることができるよう、地域支援体制を整備

増加が予想される認知症の人を地域で支える連携体制の充実が必要

- ▶ 地域で暮らす認知症の人に対し、介護サービスと連携して、状態に応じた医療を提供

<課題④> 看取りまでの支援

住み慣れた暮らしの場など、本人や家族等が希望する場所で看取りが行えるよう、環境を整備することが必要

- ▶ 本人や家族等が人生の最終段階をどこでどのように過ごしたいかを話し合い、関係者があらかじめ希望を理解しておくことの重要性など、看取りに関する都民の理解を促進
- ▶ 様々な医療・介護資源を活用して、在宅や施設等で看取りを行えるよう、医療・介護従事者の看取りへの対応力を向上

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

～ 医療水準の高度化に資する人材や
高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現～

<現状>

養成施設等

- ▶ 大学等、多くの医療人材養成施設が所在
- ▶ 高度医療や先進的医療を提供する施設も多く集積

医療需要

- ▶ 高齢者の増加に伴い、入院医療から在宅医療に至る様々な医療需要が増大
- ▶ 特に、複数の疾患を抱えながら身近な地域で生活する患者が増加傾向にある。

働く世代の状況

- ▶ 医療人材も高齢化が進む一方、少子化により、年少人口や働く世代の人口は減少
- ▶ 出産・育児等を機に離職する人材も多い。

<2025年に向けた取組の方向性>

<課題①>

高度医療・先進的な医療を担う人材の確保・育成

高度医療・先進的な医療等を確保するため、高度な知識や技術を有する人材を確保・育成していくことが必要

- ▶ 大学等医療人材養成施設や大学病院、特定機能病院等が、地域の医療ニーズを踏まえ、高度医療・先進的な医療を担う人材を育成するとともに、多職種連携によるチーム医療を担う人材を育成
- ▶ 大学等において、出産等で一時的に現場を離れた医師への再教育を実施するなど、ニーズに応じた教育体制を整備
- ▶ 認定看護師等、高度・専門化する医療への対応をはじめ、質の高い看護ケアを実践できる人材を育成

<課題②>

地域医療を担う人材の確保・育成

地域の医療ニーズに対応し、様々な疾患を総合的に診療できる医師等を確保・育成することが必要

- ▶ 患者・家族の立場に立って、地域のニーズに的確に対応する医療人材を確保
- ▶ 様々な問題を抱える患者を総合的に診療する総合診療専門医等を育成
- ▶ 特に大学や大学病院等において、自らの専門分野だけでなく、地域医療を経験することにより幅広い視点を持った人材を確保・育成
- ▶ 地域医療支援ドクターや東京医師アカデミーを活用し、多摩・島しょ地域のニーズに応じて地域医療を担う医師を確保・育成

<課題③>

在宅療養を支える人材の確保・育成

在宅療養患者の安心した療養生活を支えるため、医療・介護人材等を確保・育成することが必要

- ▶ 服薬管理、口腔ケア、リハビリテーションの提供、栄養指導、緩和ケア、看取りなど、在宅療養に関わる様々なニーズに対応できる多様な医療・介護人材を確保
- ▶ 各職種がそれぞれの役割を果たすとともに、医療・介護等の多職種がお互いの専門的な知識を生かしながらチームとなって患者・家族をサポートできる人材の育成
- ▶ 在宅に移行した小児等の発達や成長に応じて療養生活を支援する人材を育成

＜課題④＞

ライフステージに応じた勤務環境の実現

医療・介護に携わる人材が、ライフステージに応じて多様な働き方で活躍できる社会を実現するため、環境づくりを進めることが必要

- ▶ 様々な働き方ができるよう、大学等において、在学中から多様なキャリアパスを提示するなどの取組を推進
- ▶ 出産・育児等で離職した人材の復職支援を行うとともに、離職せずに就労を継続できるよう、医療・介護の現場における勤務環境の改善を支援
- ▶ 退職後も医療人材がこれまでのキャリアを生かして、引き続き活躍できるよう支援